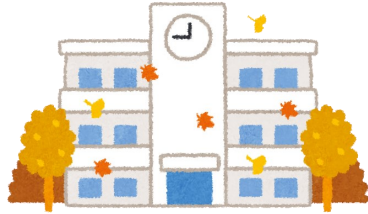


こころの鈴 通信

No.15
高校生版
令和元年9月10日



夏休みも終わりましたね。3年生は部活も引退し、受験、就職など新しい生活に向けての2学期になりますね。学校生活も山あり谷あり。

苦しいとき、いらいらしたときは、その思いを話してリラックスしてみませんか。もちろん、うれしいときや、恋バナも大丈夫。相談お待ちしています。

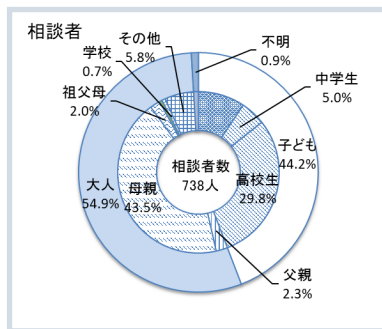
平成30年度 昨年度の相談から

1 相談件数

平成30年度の1年間の相談件数は、**695件**です。過去最高の件数になっています。

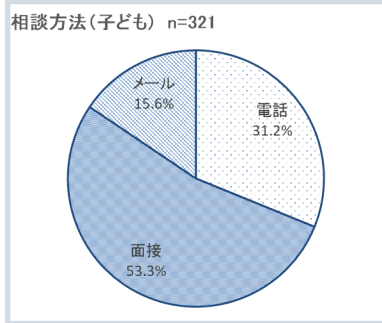
2 相談者

相談者は計**738人**。
子ども（小学生から高校生）は**326人**から相談がありました。
高校生は220人(29.8%)でした。



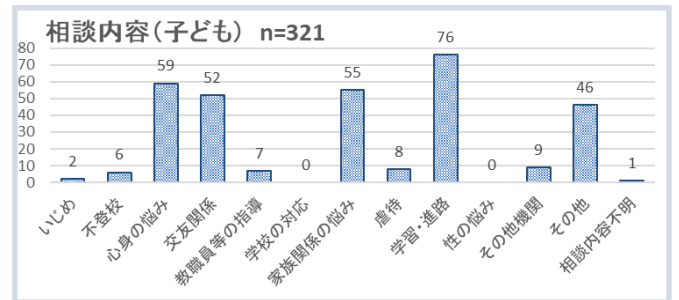
3 相談方法

子どもからの相談方法で一番多いのが「面接」**(171件)**でした。



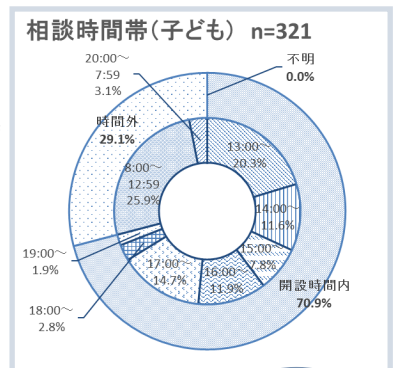
4 相談内容

子どもからの相談内容で一番多いのは「学習・進路」、次いで「心身の悩み」、「家族関係の悩み」でした。



5 相談時間帯

子どもからの相談時間帯で一番多いのは、午後1時(13:00~)、次いで午後5時(17:00~)となっていました



昨年度、こんな相談がありました

- 親の機嫌をとるのに疲れた。安心して家にいられない。
- 親の干渉がうるさい。
- 部活を続けるかやめるか悩んでいる。
- 家族の理解が得られず、進路について悩んでいる。
- 部活でいじめを受けている。
- 学校に行くのがつらい。

松本市子どもの権利に関する条例で、特に大切にしている権利が4つあります。その中の1つ、「主体的に成長する権利」は、子どもの皆さんが、「かけがえのない自分が大切で尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること」です。自分らしく生きたり、自分を大切に生活していくことが保障されています。

子どもの権利
ミニ講座

- ★★『自分らしく生きてどんなこと?』★★
- 自分が好き ⇒ ひとも好き
 - 自分の思ったことを ⇒ 言うことができる
 - 差別を ⇒ されない
 - いじめを ⇒ うけない
 - 夢を ⇒ 持つことができる
 - 教育や授業を ⇒ 受けることができる
 - 趣味や遊びを ⇒ 楽しめる
 - 失敗をした ⇒ 再びチャレンジできる





松本を知ろう

- Q1 市章の六角を意味する家紋を持った旧藩主は？
①石川氏 ②小笠原氏 ③戸田氏 ④堀田氏
- Q2 姉妹都市の神奈川県藤沢市にあり、浮世絵にも多く描かれた風光明媚な島の名前は？
①江の島 ②月島 ③北島 ④兎島
- Q3 姉妹都市の高山市は、かつては松本と同じ県だった。その県の名は？
①長野県 ②飛騨県 ③松本県 ④筑摩県
- Q4 次のうち、日本百名山に選ばれているのは？
①南岳 ②中岳 ③大喰岳 ④美ヶ原
- Q5 上高地の代表的な植物で氷河時代の生き残りとしてされている木は？
①コナシ ②ケショウヤナギ
③カミコウチャナギ ④カミコウチテンナンショウ
- Q6 弘法山古墳は何世紀頃の古墳？
①3世紀初め ②3世紀末 ③4世紀初め ④4世紀末

少し難しかったかな？
このクイズは、「松本検定」の過去の問題からの出題です。
答えは紙面のどこかにあります。



保護者の皆さんへ

こころの鈴には保護者の方からの相談が6割程度あります。こころの鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんの相談も子どもの成長を支援するために必要と考えて受け付けています。

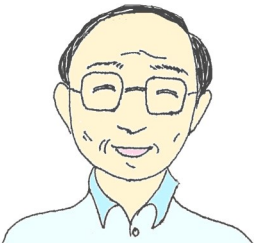
相談は、子どもの不登校や交友関係、学校との関係などがあり、その背景には、子育てに対する不安感や、家族のストレスが関係している場合もあります。

一人で悩まれ、相談するところがなくて来られる方もあり、保護者の方々が孤立していることを実感します。

但しこころの鈴は、保護者の方の気持ちを代弁したり実現するところではありません。その子にとってどのような支援が必要か、何が最善の道かを一緒に考えるところです。

ここに相談すればすぐに解決できる回答をもらえると思われるかもしれませんが、解決できないこともあります。一緒に考えることによって、保護者の方が次のステップを見つけていくことを支援していきます。

暑い夏休みが終わりました。通学によって一時収まっていたいろいろな悩みが出てくるかもしれません。そんな時は子どもの話を丁寧に聴いて、アドバイスをしようと思わないことが大切です。子どもの悩みが解消されない場合は、子どもにこころの鈴に電話をすることを勧めてください。保護者の方が電話を下されることも結構です。電話をお待ちしています。



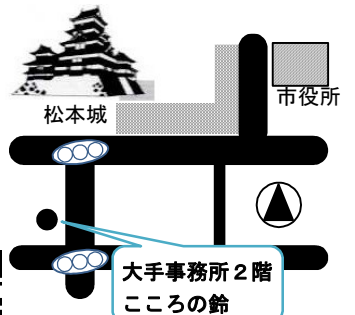
松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp



メールアドレスQRコード ⇒